

有効期間満了日 令和9年3月31日

熊交企第62号

令和3年2月24日

申請等における住民票の写しの添付省略について（通達）

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第11条及び情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令（平成15年政令第27号）第5条の規定（別添参照）により、令和元年12月16日以降、住民票の写し又は住民票記載事項証明書（以下「住民票の写し等」という。）の添付が法令上規定されている申請等（申請、届出その他の法令の規定に基づき行政機関等に対して行われる通知をいう。以下同じ。）のうち、確認すべき事項に係る情報を個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）の提示を受けることで入手又は参照できるものについては、当該法令の規定にかかわらず、住民票の写し等の添付を要しないこととなったことを踏まえ、申請等については、下記のとおり対応されたい。

記

1 対象となる手続

(1) 運転禁止標章の除去の申請

（道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第9条の16第1号）

(2) 運転免許証の記載事項の変更の届出（住民基本台帳法の適用を受ける者であって、変更事項が氏名の場合に限る。）

（道路交通法施行規則第20条第2項第2号）

(3) 運転免許取得者教育の認定の申請

（運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号）第5条第2項第1号）

(4) 自動車運転代行業における安全運転管理者の選任の届出

（国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則（平成14年国家公安委員規則第11号）第5条第2項第1号イ）

(5) 自動車運転代行業における副安全運転管理者の選任の届出

（国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則第5条第2項第2号イ）

2 具体的対応

1の手続に当たって申請者又は届出者から、住民票の写しの添付に代えて個人番号カードの提示がなされた場合には、当該個人番号カードによって本人確認を行い、住民票の写しの添付を求めないこととする。